

○信用保証協会向けの総合的な監督指針新旧対照表

改正後	改正前
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－1 法令等遵守</p> <p>Ⅱ－2 金融機関及び各支援機関等との連携等</p> <p>Ⅱ－3 「<u>経営者保証に依存しない融資慣行としての浸透・定着等</u></p> <p>Ⅱ－3－1 意義</p> <p>Ⅱ－3－2 主な着眼点</p> <p>Ⅱ－3－3 監督手法・対応</p> <p>Ⅱ－4 <u>経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立</u></p> <p>Ⅱ－4－1 意義</p> <p>Ⅱ－4－2 主な着眼点</p> <p>Ⅱ－4－3 監督手法・対応</p> <p>I 基本的考え方</p> <p>Ⅱ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－1 法令等遵守</p> <p>Ⅱ－2 金融機関及び各支援機関等との連携等</p> <p>Ⅱ－2－1 意義</p> <p>中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成30年4月施行）により、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、信用保証協会が、その業務を行うに際し、金融機関と連</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－1 法令等遵守</p> <p>Ⅱ－2 金融機関との連携等</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>I 基本的考え方</p> <p>Ⅱ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－1 法令等遵守</p> <p>Ⅱ－2 金融機関との連携等</p> <p>Ⅱ－2－1 意義</p> <p>中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成30年4月施行）により、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、信用保証協会が、その業務を行うに際し、金融機関と連</p>

携（法第 20 条の 2）を図るとともに、中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援（法第 20 条第 2 項第 1 号）を行うことが規定された。

加えて、様々な課題を抱える中小企業者の課題解決に向けて、事業者のフェーズに応じたきめ細やかな支援が必要であり、財務改善等の経営改善支援のみならず、創業支援、事業承継支援等も含めた広義の経営支援（以下、「経営支援」という。）、事業再生支援などが求められているところ。

信用保証協会は、こうした趣旨を踏まえ、金融機関に加え、よろず支援拠点や事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会などの支援機関（以下、「各支援機関等」という。）と密に連携し、金融機関に適切な期中管理や経営支援・事業再生支援等を実施するよう、促していくことに加え、自らも主体的に取り組んでいくことが重要である。

II-2-2 主な着眼点

上記意義を踏まえ、各信用保証協会が金融機関や各支援機関等との連携を図るとともに、自らも中小企業者の経営支援・事業再生支援等を行うための態勢の整備状況について、以下の着眼点に基づき検証していく。

(1) [略]

(2) 保証承諾後の対応

① 期中管理

信用保証協会は、債務の保証を実施した中小企業者に対する期中管理や経営支援・事業再生支援等が行われるよう、金融機関及び各支援機関等との対話に努めているか。

携（法第 20 条の 2）を図るとともに、中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援（法第 20 条第 2 項第 1 号）を行うことが規定された。

信用保証協会は、こうした趣旨を踏まえ、金融機関が事業の評価に基づく融資や信用保証付き融資も活用して必要十分な信用供与を行いつつ、その後の適切な期中管理・経営支援を実施するよう、促していくことが重要である。

II-2-2 主な着眼点

上記意義を踏まえ、各信用保証協会が金融機関との連携を図るとともに、自らも中小企業者の経営の改善発達を行っていくための態勢の整備状況について、以下の着眼点に基づき検証していく。

(1) [略]

(2) 保証承諾後の対応

① 期中管理

信用保証協会は、債務の保証を実施した中小企業者に対する金融機関の期中管理や経営支援が行われるよう、金融機関と対話をしているか。

② 経営支援・事業再生支援等の取組み

信用保証協会は、金融機関と連携して、有事（収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じたため、経営に支障が生じ、又は生じるおそれがある状況）に移行してしまった場合に提供可能なソリューションについても積極的に情報提供を行う等、中小企業者の状況の変化の兆候を把握し、中小企業者に早め早めの対応を促すことが重要であり、中小企業者を取り巻く状況が変化した場合などには、資金繰り支援にとどまらない、中小企業者の実情に応じた経営支援・事業再生支援等に取り組む必要がある。

上記を踏まえ、信用保証協会は、経営支援・事業再生等に従事する職員の人材育成を通じた支援能力の底上げが必要であり、各支援機関等への出向・派遣等の経験を積ませるなど、持続的な支援体制を構築する取組を行っているか。

経営支援を行うに当たっては、関係金融機関等と目線合わせを行うなどの連携及び協議の上、例えば、信用保証付き融資の割合が高い中小企業者など、重点的に支援を行う中小企業者を特定した上で、信用保証協会が主体的に経営支援の必要性を検討し、支援を行っているか。

中小企業者が事業再生等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、弁護士や公認会計士等の外部専門家や中小企業活性化協議会等の外部機関（以下、「外部専門家・外部機関等」という。）の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用することが重要であ

② 経営改善・事業再生支援

中小企業者の経営の改善発達を促すためには、上記（１）及び（２）①の対応を進めていくことを通じ、金融機関による中小企業者への支援を促すことが重要となるが、その支援効果が十分に発揮されない事由がある場合には、必要に応じ、信用保証協会も、自ら期中管理や経営支援を行っているか。その際、信用保証協会が専門家の紹介・派遣や助言を行う等の支援に努めているか。

また、信用保証協会は金融機関と連携・協調して円滑な事業再生（一定ルールの下で行われる求償権放棄を伴う抜本再生を含む。）に努めているか。

る。

上記を踏まえ、信用保証協会は、外部専門家・外部機関等と連携して、中小企業の事業再生等に関するガイドライン等の活用を促すなど、中小企業者の事業再生等の支援について積極的な対応をしているか。特に、事業再生支援等が必要と思われる事業者のうち、信用保証付き融資の割合が高い中小企業者（求償債権事業者含む）については、関係金融機関等と目線合わせを行うなど連携の上、信用保証協会が主体的に事業再生支援等の必要性を検討し、必要に応じて、直接又は間接的に、中小企業活性化協議会への相談持込みが実施されているか。

事業再生の道筋が立たず代位弁済に陥ってしまった中小企業者についても、事業を継続しながら信用保証協会に対する求償債務の弁済を誠実にやっている場合には、事業の収益性や将来性等を勘案した上で、例えば、金融取引を正常化させ事業再生を後押しすることを目的とした求償権消滅保証等の活用を促しているか。

一方で、事業が継続されていなくとも、保証人がその資力に応じた弁済を誠実にやってきたなど考慮すべき事情がある場合には、保証履行時の履行請求は、個々の債務者やその保証人の実情に応じた柔軟な対応に努めているか。

また、過去に破産や廃業等を経験している経営者であっても、過去の事実だけを以て保証審査判断するのではなく、過去の失敗を活かした事業計画等を踏まえ、例えば再挑戦支援保証を活用するなど、中小企業者に応じた公正な保証審査を行うことに努めているか。

(3) 改善活動

信用保証協会は、上記(1)及び(2)にかかわらず、保証審査から代位弁済実行までの間、金融機関及び各支援機関等の対応を含めて改善の余地があると考えられる場合には、金融機関及び各支援機関等との対話を通じ、自らも主体的にその対応の改善に努めているか。

また、信用保証協会が行う経営支援について、経済情勢等の変化に応じた効果的な経営支援を行っていくために、毎年度、経営支援の「アウトカム指標」を設定し、信用保証協会がそれぞれの経営支援の取組について効果を検証し、検証結果を踏まえた工夫や改善の検討に努めているか。

なお、「アウトカム指標」の設定例としては、営業利益率、自己資本比率、EBITDA有利子負債倍率などを指標として設定することが考えられる。

(4) 情報開示等

信用保証協会は、信用保証利用の状況、代位弁済の状況、プロパー融資の状況や経営支援・事業再生支援の状況等について情報開示を行っているか。また、信用保証協会は、上記(2)②の取組を促すため、以下の①から④について公表を行っているか。

①各支援機関等への出向等の派遣状況

②中小企業活性化協議会への相談持込み件数

③再挑戦支援保証の利用実績

④信用保証協会が設定する「アウトカム指標」及び目標・達成状況

II-2-3 [略]

(3) 改善活動

信用保証協会は、上記(1)及び(2)にかかわらず、保証審査から代位弁済実行までの間、金融機関の対応を含めて改善の余地があると考えられる場合には、金融機関との対話を通じ、その対応の改善に努めているか。

(4) 情報開示等

信用保証協会は、信用保証利用の状況、代位弁済の状況、プロパー融資の状況や経営改善・事業再生支援の状況等について情報開示を行っているか。

II-2-3 [略]

Ⅱ-3 「経営者保証に依存しない融資慣行」としての浸透・定着等

[新設]

Ⅱ-3-1 意義

中小企業の経営者による個人保証（以下「経営者保証」という。）には、中小企業の経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や創業を志す者の起業への取組み、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあるとの指摘があるなど、経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在する。

こうした状況に鑑み、中小企業の経営者保証に関する中小企業、経営者及び金融機関による対応についての自主的自律的な準則として「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」により公表。以下「ガイドライン」という。）が定められた。

このガイドラインは、経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、中小企業団体及び金融機関団体の関係者が中立公平な学識経験者、専門家等と共に協議を重ねて策定したものであって、主債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重され、遵守されることが期待されている。

信用保証協会においては、経営者保証に関し、ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、信用保証制度が原則として経営者保証が必要であるかの誤解を生じないように、説明方法を工夫の上、信用保証制度における経営者保証を不要とする取扱いについて中小企業者・金融機関の双方に対して一層の周知を行うことが重要である。

また、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速するために、信用保証協会による債務の保証について、信用保証料率の引上げ等を条件として、経営者保証を提供しないことを中小企業者が選択できる「事業者選択型経営者保証非提供制度」が創設（令和6年3月15日施行）されており、信用保証協会は、当該制度の趣旨を鑑み、金融機関を介するなどして中小企業者に対し、当該制度の内容を十分に踏まえた適正な説明や提案を行っていくことが重要である。

II-3-2 主な着眼点

(1) 保証審査時及び支援体制の構築における対応

- ① 信用保証制度が原則として経営者保証が必要であるかの誤解を生じないよう、説明方法を工夫の上、信用保証制度における経営者保証を不要とする取扱いについて、中小企業者及び金融機関の双方に対して周知を行っているか。
- ② 「事業者選択型経営者保証非提供制度」について、金融機関を介するなどして、該当中小企業者に対し十分に、当該制度の趣旨や内容を踏まえた適切な説明を行っているか。また、経営者保証を提供する申込においては、保証申込書面などによって、中小企業者が説明を受けたことを確認しているか。
- ③ 金融機関や主債務者、保証人からの経営者保証に関する相談に対して、適切に対応できる態勢が整備されているか。
- ④ 金融機関が保証人を不要と判断した一方、信用保証協会が保証人を必要と判断し保証契約を締結する場合においては、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかといった客観的合理的理由について、金融機関を介して中小企業者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得る

ことを目的とした説明を行うとともに、金融機関が説明したものの中小企業者の理解と納得を得られないなどの場合には、必要に応じて信用保証協会から中小企業者へ直接説明する態勢が整備されているか。また、その結果等を書面又は電子的方法で記録する態勢が整備されているか。

(2) 保証審査後の対応

保証債務の整理に当たっては、ガイドラインの趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家・外部機関等と十分連携・協力するよう努めているか。

(3) 情報開示等

信用保証協会は、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組を促すために、以下の①、②について公表を行っているか。

① 経営者保証に関するガイドラインの活用実績(事業者選択型経営者保証非提供制度の利用実績も含む。)

② スタートアップ創出促進保証の利用実績

II-3-3 監督手法・対応

これらの取組みに当たって、適切な説明責任を果たすことも必要である(II-3-3(1)参照)。こうした取組態勢・取組み状況を踏まえ、監督上の対応を検討することとし、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じて法第35条に基づき報告を求め、当該報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、法第36条に基づく監督命令等の発出を検討するものとする。

Ⅱ－４ 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立

[新設]

Ⅱ－４－１ 意義

一般に、多くの中小企業（個人事業主を含む。）においては、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性が必ずしも十分でないなどの指摘があることから、こうした中小企業に対する融資においては、企業の信用補完や経営に対する規律付けの観点から、経営者に対する個人保証を求める場合がある。他方、経営者以外の第三者の個人保証については、副次的な信用補完や経営者のモラル確保のための機能がある一方、直接的な経営責任がない第三者に債務者と同等の保証債務を負わせることが適当なのかという指摘がある。

また、保証履行時における保証人に対する対応如何によっては、経営者としての再起を図るチャンスを失わせたり、社会生活を営む基盤すら失わせるという問題を生じさせているのではないかと指摘があることに鑑み、信用保証協会には、保証履行時において、保証人の資産・収入を踏まえたきめ細かな対応が求められる。

Ⅱ－４－２ 主な着眼点

個人連帯保証（以下「個人保証」という。）契約については、経営者以外の第三者の個人保証を求めないことを原則とする態勢を整備しているか。

また、下記のような特別な事情により例外的に経営者以外の第三者との間で個人保証契約を締結する際には、民法に定められた意思確認手続を経たうえで契約を締結することに加え、経営者以外の第三者が、経営に実質的に関与していないにもかかわらず、個人保証契約を締結する場合には、当該契約は契約者

本人による自発的な意思に基づく申し出によるものであって、信用保証協会等から要求されたものではないことが確保されているか。

- ① 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合
- ② 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合（ただし、協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る。）

II-4-3 監督手法・対応

信用保証協会による上記取組みについては、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進する」という政策趣旨に鑑み、適切に取り組む必要がある。また、これらの取組みに当たって、適切な説明責任を果たすことも必要である（II-4-2参照）。こうした取組態勢・取組み状況を踏まえ、監督上の対応を検討することとし、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じて法第35条に基づき報告を求め、当該報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、法第36条に基づく監督命令等の発出を検討するものとする。

III～VII [略]

III～VII [略]